

# 埼玉県農地中間管理事業の推進に係る基本方針

令和元年11月1日

埼玉県

## 1 趣 旨

本県の農地は、各地域における農業生産の基盤であり、食料供給基地として県民生活を支える重要な資源でもあることから、この農地を確保し、有効利用を図っていくことが重要である。

このため、農地中間管理事業の活用により、効率的かつ安定的な農業経営を営む農業経営体（以下、「担い手」という。）への農地の集積・集約化を加速し、農地利用の一層の効率化及び高度化を図ることとする。

本方針は、おおむね10年間（令和5年度まで）の農地中間管理事業の推進に関する基本方向等について定めるものである。

## 2 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の発生防止・解消を進める中核的な事業体に、農地中間管理機構を位置づけ、関係機関と連携して、その機能を最大限に活用する。
- (2) 農地中間管理事業は、農地集積の機運の高い地区において重点的に実施することとし、人・農地プランの実質化や基盤整備の推進と連動させることにより、効率的かつ効果的に推進する。

## 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

本県における担い手が利用する農用地の面積の目標を、以下のとおり定める。

項 目	現在（平成24年度）	10年後（令和5年度）
担い手が利用する耕地面積	13,936 ha	32,945 ha

## 4 3以外に農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

項 目	現在（平成24年度）	10年後（令和5年度）
担い手の利用する耕地のうち集約化されている農地の平均面積	—	1 ha

## 5 関係機関・団体の連携及び農地中間管理事業の実施方法

- (1) 県及び農地中間管理機構が中心となって、県農業会議、県農協中央会、県土地連のほか、関係機関・団体からなる連携会議を設け、密接な連携の下に農地中間管理事業を推進する。
- (2) 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に向けてその本来の機能を発揮するため、地域の特性に応じて、県、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等と農地中間管理機構とが一体となって推進する。
- (3) 農地中間管理機構は、県が認可する農地中間管理事業規程に基づいて、農地中間管理事業を実施することとする。
- (4) 農地中間管理機構は、市町村(農業委員会を含む)に対して、農地中間管理事業に関する相談窓口業務、利用権設定等申出書の作成、農用地利用配分計画案の作成等を、委託することを基本とする。

ただし、農地中間管理機構と市町村が協議を行った上で、その能力・実情等からみて委託された業務を適切に行えると認められる場合には、当該市町村の区域の全部又は一部を事業区域とする市町村公社、農協、土地改良区その他の民間団体等に委託することができるものとする。

## 6 農地中間管理事業に関する啓発普及

- (1) 県、農地中間管理機構、市町村、農業委員会、J A等は、農地中間管理事業及び関連施策の内容及び実施方法等について、地域の農業者に積極的に周知を図るものとする。
- (2) 市町村は、人・農地プランの実質化に向けた取組を実施するときは、地域の農業者に農地中間管理事業の活用を周知徹底する。